

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

12:37

1/1

様式9-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第22095報)

2021年3月10日12時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日11時59分、1・2号中央操作室入口付近から発煙しているとの連絡が緊急時対策本部に入りました。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発見時刻 11時59分 ・発生場所 発電所構内 1・2号中央操作室入口付近 ・発見者 当社社員 ・発生状況 1・2号中央操作室入口付近から発煙 ・けが人の有無 なし ・モニタリングポスト指示値 有意な変動なし ・発電所敷地境界・構内ダストモニタ指示値 有意な変動なし ・構内線量表示器指示値 有意な変動なし ・プラント設備への影響 異常なし ・双葉消防本部への連絡時刻 12時08分(119番通報) <p>【公表区分：C】</p>
その他の事項の対応(注3)	※添付の有り・ <input checked="" type="radio"/> 無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

14:52

1/1

様式0-1(1/2)

(第22096報)

応急措置の概要(原子炉施設)

2021年 3月 10日 14時 45分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第22095報にてお知らせした、1・2号中央操作室入口付近から発煙の確認について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>富岡消防署の状況確認により、13時49分、本件はLED電球カバーが焦げたことによる発煙であり、火災事象ではないと判断されました。</p> <p>また、発煙は収まっていることを確認しております。</p> <p>【公表区分: その他】 火災事象ではないと判断されたことから、公表区分を「C」から「その他」に変更しました。</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有・無

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

16:00

1/11

様式0-1(1/2)

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第22097報)

2021年 3月10日 15時30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦
連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項口) (対応日時, 対応の概要) プラント関連パラメータ、タンクエリアパトロール結果等について、下記の通りお知らせいたします。
発生事象と対応の概要(注2)	<ul style="list-style-type: none"> ・2月19日にお知らせした1、3号機原子炉格納容器内水位について、その後の状況をお知らせします。[3月10日11時00分現在] 1号機：現状の水位は、温度計T2 (T.P.+5,964mm)と水位計L2 (T.P.+5,664mm)の設置位置の間にある。(原子炉格納容器底部はT.P.+4,744mmである) 3号機：現状の水位は、水位計L3 (T.P.+10,064mm)と水位計L2 (T.P.+9,264mm)の設置位置の間にある。(原子炉格納容器底部はT.P.+4,044mmである) ※原子炉格納容器内水位(圧力抑制室圧力の水頭圧換算による計算値):T.P.+9,573mm (2月19日17時00分時点の計算値:T.P.+9,623mm) ※原子炉への注水は安定して継続実施中 ※原子炉圧力容器底部温度、格納容器ガス管理システムの放射能および敷地境界モニタリングポスト等に有意な変動なし なお、過去の注水停止試験において水位低下により格納容器圧力も低下しますが、外部への影響がないことを確認しています。今後も水位低下が継続した場合、同様な事象が発生するものと思われませんが、慎重に監視してまいります。 <ul style="list-style-type: none"> ・プラント関連パラメータ [3月10日11時00分現在] ・集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 [採取日 3月9日] ・構内排水路 分析結果 [採取日 3月9日] ・護岸地下水観測孔 分析結果 [採取日 3月5日、3月9日] ・海水分析結果<港湾内、放水口付近> [採取日 3月9日] ・発電所敷地内におけるモニタリング結果について、前回のお知らせから有意な変動はありません。 ・タンクエリアパトロール及び汚染水タンク水位計による常時監視において、漏えい等の異常はありません。 ・建屋滞留水の移送状況について、パトロール及び警報監視において、漏えい等の異常は確認されません。 <p>地下水バイパス一時貯留タンクグループ2の当社及び第三者機関による分析結果については、共に運用目標値を満足していたことから、3月11日に排水を実施します。 排水開始・終了の実績については、別途お知らせします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果 [採取日 3月3日] <p>【公表区分：その他】</p> <p>※添付の(有り)・無し</p>

2 / 11

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

様式9-1(1/2)

その他の事項の対応 (注3)	なし
-------------------	----

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

- (注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。
- (注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。
- (注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

3/11

福島第一原子力発電所 プラント関連パラメータ

2021年3月10日 11:00現在

(留意事項)
各計測器については、地震やその他の事故警報の発生を受けて、通常の運用環境条件を越えているものもあり、正しく測定されていない可能性のある計測器も存在している。プラントの状態を把握するために、このような計測器の不確かさも考慮し、追加の計測器から得られる情報を活用して変化の傾向にも着目して総合的に判断している。

	1号機	2号機	3号機	4号機
原子炉注水状況	給水系: 1.5 m ³ /h CS系: 1.5 m ³ /h (3/10 11:00 現在)	給水系: 1.4 m ³ /h CS系: 1.5 m ³ /h (3/10 11:00 現在)	給水系: 1.4 m ³ /h CS系: 1.5 m ³ /h (3/10 11:00 現在)	
原子炉压力容器 層部温度	VESSEL BOTTOM HEAD (TE-263-69L1): 14.8 °C 原子炉 SKIRT JOINT 上部 (TE-263-69H1): 14.4 °C VESSEL DOWN COMMER (TE-263-69G2): 14.3 °C (3/10 11:00 現在)	VESSEL WALL ABOVE BOTTOM HEAD (TE-2-3-69H3): 19.1 °C RPV温度 (TE-2-3-69R): 18.9 °C (3/10 11:00 現在)	スカートジャンクション上部温度 (TE-2-3-69F1): 18.1 °C RPV底部ヘッド上部温度 (TE-2-3-69H1): 16.6 °C (3/10 11:00 現在)	
原子炉格納容器 内温度	HVH-12A RETURN AIR (TE-1625A): 14.3 °C HVH-12A SUPPLY AIR (TE-1625F): 14.3 °C (3/10 11:00 現在)	RETURN AIR DRYWELL COOLER (TE-16-114B): 20.0 °C SUPPLY AIR D/W COOLER HVH2-16B (TE-16-114G#1): 19.0 °C (3/10 11:00 現在)	格納容器空調機戻り空気温度 (TE-16-114A): 18.7 °C 格納容器空調機供給空気温度 (TE-16-114F#1): 16.6 °C (3/10 11:00 現在)	
原子炉格納容器 圧力	0.15 kPa g (3/10 11:00 現在)	4.29 kPa g (3/10 11:00 現在)	0.40 kPa g (3/10 11:00 現在)	
空葉封入流量 ※3	RPV (RVH-A): - Nm ³ /h (RVH-B): 15.40 Nm ³ /h (JP-A): 14.42 Nm ³ /h (JP-B): - Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (3/10 11:00 現在) ※4	RPV-A: 6.84 Nm ³ /h RPV-B: 6.88 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (3/10 11:00 現在) ※4	RPV-A: 8.41 Nm ³ /h RPV-B: 8.68 Nm ³ /h PCV: - Nm ³ /h (3/10 11:00 現在) ※4	
原子炉格納容器 ガス管理システム 排気流量	19.4 m ³ /h (3/10 11:00 現在)	15.51 Nm ³ /h (3/10 11:00 現在)	17.97 Nm ³ /h (3/10 11:00 現在)	
原子炉格納容器 水素濃度 ※1	A系: 0.00 vol% B系: 0.00 vol% (3/10 11:00 現在)	A系: 0.03 vol% B系: 0.02 vol% (3/10 11:00 現在)	A系: 0.05 vol% B系: 0.04 vol% (3/10 11:00 現在)	
原子炉格納容器 放射能濃度 (Xe135) ※2	A系: 指示値 1.01E-03 Ba/cm ³ 検出限界値 3.90E-04 B系: 指示値 1.26E-03 Ba/cm ³ 検出限界値 3.30E-04 (3/10 11:00 現在)	A系: 指示値 ND Ba/cm ³ 検出限界値 1.3E-01 ND B系: 指示値 ND Ba/cm ³ 検出限界値 1.3E-01 (3/10 11:00 現在)	A系: 指示値 ND Ba/cm ³ 検出限界値 1.9E-01 ND B系: 指示値 ND Ba/cm ³ 検出限界値 1.9E-01 (3/10 11:00 現在)	
使用済燃料プール 水温度	21.9 °C (3/10 11:00 現在)	20.8 °C (3/10 11:00 現在)	16.3 °C (3/10 11:00 現在) ※5	
FPC 特種-Y/Yカ 水位	3.53 m (3/10 11:00 現在)	3.82 m (3/10 11:00 現在)	3.15 m (3/10 11:00 現在)	67.3 X100mm (3/10 11:00 現在)

(注) 装置に依存する値
※1: 指示値がマイナスの場合は0.00vol%と記載する。(注) 装置が停機中または、計測精度によりマイナス表示される場合があるため
※2: 原子炉格納容器ガス管理システムの水素濃度は記載する。
※3: 原子炉格納容器排気流量の測定はNDと記載する。原子炉格納容器ガス管理システムの放射能濃度は記載する。
※4: 使用流量の測定、圧力で換算補正した値を記載する。

※4: 異常停止
※5: 4号機格納容器プール水位系一次ポンプ停止運用中

4/11

2021年3月10日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

集中廃棄物処理施設周辺サブドレン水 分析結果 (Y)

採取地点	採取日時	分析項目		
		I-131 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
4号T/B建屋南東	2021/03/09 07:56	< 3.4E+00	< 5.3E+00	< 3.9E+00
プロセス主建屋北東	2021/03/09 07:50	< 4.8E+00	< 5.0E+00	< 5.1E+00
プロセス主建屋南東	2021/03/09 07:44	< 3.7E+00	< 5.1E+00	< 3.9E+00
雑固体廃棄物減容処理建屋南	2021/03/09 07:15	< 4.3E+00	< 3.7E+00	< 3.9E+00
サイトバンカ建屋南西	—	—	—	—
焼却工作建屋西側	2021/03/09 07:21	< 5.1E+00	< 5.8E+00	4.7E+01
雑固体廃棄物減容処理建屋北	2021/03/09 07:03	< 4.2E+00	< 3.0E+00	< 4.8E+00
サイトバンカ建屋南東	2021/03/09 07:38	< 4.8E+00	< 4.7E+00	< 5.2E+00

- ・核種毎の半減期：I-131(約8日)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・O.OE±Oとは、 $O.O \times 10^{±O}$ であることを意味する。
- (例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31、 $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1、 $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・サイトバンカ建屋南西は、1回ノリ程度の頻度で分析を実施。

5/11

2021年3月10日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

構内排水路 分析結果 (全β・γ)

採取地点	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
A排水路	2021/03/09 07:15	1.7E+01	< 4.8E-01	1.0E+01
物揚場排水路	2021/03/09 07:20	2.9E+00	< 7.8E-01	9.1E-01
K排水路	2021/03/09 06:00	7.0E+00	< 5.2E-01	5.2E+00
BC排水路	2021/03/09 06:00	< 2.5E+00	< 3.7E-01	< 7.2E-01
5,6号機排水路※1	—	—	—	—

- ・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
- ・不等号 (<:小なり) は、検出限界値未満 (ND)を表す。
- ・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。
- ・O.OE±Oとは、 $0.0 \times 10^{\pm 0}$ であることを意味する。
(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で31, $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で3.1, $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。
- ・採取当日の降雨量は0 mm
- ・排水路流量情報は、解析中のため後日公表する。
- ※1 5,6号機排水路は1回/月に分析を実施。

6/11

2021年3月10日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所カンパニー

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(1/2)

観測地点	採取日時	分析項目											
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2021/03/05 08:55	2.6E+04	3.5E+04	< 2.5E-01	< 2.5E-01	< 2.7E+00	< 8.5E-01	< 2.9E-01	1.6E+00	-	-	-	-
No.1-6	2021/03/05 08:40	9.1E+05	1.0E+03	< 3.3E+01	2.9E+01	< 1.0E+03	< 6.0E+02	5.7E+03	1.3E+05	-	-	-	-
No.1-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1-9 ^{※1}	2021/03/05 09:15	4.4E+01	5.1E+02	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6.8E+01
No.1-11	2021/03/05 09:10	4.9E+01	8.6E+02	< 3.3E-01	< 4.9E-01	< 3.2E+00	< 1.3E+00	< 4.1E-01	2.2E+00	-	-	-	-
No.1-12	2021/03/05 08:45	1.3E+03	2.4E+04	< 1.1E+00	< 1.3E+00	< 1.7E+01	< 7.7E+00	1.1E+01	2.6E+02	-	-	-	-
No.1-14	2021/03/05 07:40	3.7E+04	7.2E+02	< 3.3E-01	< 3.3E-01	< 3.2E+00	< 1.2E+00	< 4.0E-01	2.0E+00	-	-	-	-
No.1-16	2021/03/05 08:50	2.2E+05	5.0E+02	< 1.0E+01	< 9.4E+00	< 3.0E+02	< 1.8E+02	1.4E+03	3.1E+04	-	-	-	-
No.1-17	2021/03/05 09:00	6.1E+04	1.3E+04	< 4.6E-01	< 3.1E-01	< 3.1E+00	< 1.4E+00	< 3.4E-01	4.1E+00	-	-	-	-

・塩素の半減期：H-3(約12年)、Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sr-90(約30年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不符号 (<:小なり) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.E±Oとは、O.O×10[±]であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。

・H-3以外には概にお知らせ済み。

※1 No.1-9は、採水時による採取であるため、Y判定は実施せず。全βは参考値としての過後に測定。

7/11

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・H-3・Y・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目											
		Co-60 (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
1,2号機ワエルポイント 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.2-6	2021/03/05 08:28	4.7E+02	5.4E+02	< 3.7E-01	< 4.0E-01	< 4.0E+00	< 1.3E+00	< 4.5E-01	1.2E+00	-	-	-	
No.2-7	2021/03/05 08:23	3.9E+02	7.9E+02	< 2.3E-01	< 2.5E-01	< 2.0E+00	< 7.9E-01	< 2.5E-01	2.3E+00	4.7E+02	-	-	
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
2,3号機改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
3,4号機改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Mn-54(約310日), Co-60(約5年), Ru-106(約70日), Sb-125(約3年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不番号(く:小なり)は、検出限界未満(ND)を示す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.O.E±0とは、 0.0×10^0 であることを意味する。

(例) $3.1E+01$ は 3.1×10^1 で 31 , $3.1E+00$ は 3.1×10^0 で 3.1 , $3.1E-01$ は 3.1×10^{-1} で 0.31 と読む。

・H-3以外は取扱いにお知らせ済み。

※ No.2-5, No.3-5は、採水時による採取であるため、V測定は実施せず、全βは参考値として別途に測定。

8/11

2021年3月10日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原発推進カンパニー

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(1/2)

観測孔番号	採取日時	分析項目										
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sr-90 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素 (ppm)			
No.0-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-1-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.0-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
No.1	2021/03/09 07:26	2.7E+04	< 2.9E-01	< 3.1E-01	< 2.7E+00	< 1.0E+00	8.0E-01	1.8E+01	-	-	-	
No.1-6	2021/03/09 07:05	9.6E+05	< 3.3E+01	6.5E+01	< 1.0E+03	< 6.3E+02	7.1E+03	1.6E+05	-	-	-	
No.1-8	2021/03/09 07:46	9.9E+03	< 2.1E+00	< 2.8E+00	< 3.5E+01	< 1.5E+01	1.5E+01	3.6E+02	-	-	-	
No.1-9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
No.1-11	2021/03/09 07:34	6.5E+01	< 3.4E-01	< 4.0E-01	< 3.6E+00	< 1.5E+00	< 4.1E-01	5.6E+00	-	-	-	
No.1-12	2021/03/09 07:14	1.1E+03	< 1.2E+00	< 1.5E+00	< 1.9E+01	< 9.2E+00	1.1E+01	2.8E+02	-	-	-	
No.1-14	2021/03/09 08:00	3.5E+04	< 3.0E-01	< 2.7E-01	< 3.2E+00	< 1.2E+00	< 3.9E-01	1.3E+00	-	-	-	
No.1-16	2021/03/09 07:00	2.6E+04	< 3.9E-01	< 4.0E-01	< 6.6E+00	< 3.2E+00	7.9E+00	1.7E+02	-	-	-	
No.1-17	2021/03/09 07:20	6.5E+04	< 3.9E-01	< 3.1E-01	< 4.8E+00	< 2.0E+00	1.6E+00	3.7E+01	-	-	-	

・検出限界の半減期：Mn-54(約5年)、Co-60(約310日)、Ru-106(約370日)、Sr-90(約48年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不検出 (< : 小値) は、検出限界未満 (ND) を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは、O.O×10^{±O}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 No.1-9は、採水経による採取のため、Y測定は実施せず。全βは参考値としてY測定後に測定。

9/11

護岸地下水観測孔 分析結果 (全β・γ・塩素)

(2/2)

採取地点	採取日時	分析項目										単位 (ppm)
		全β (Bq/L)	Mn-54 (Bq/L)	Co-60 (Bq/L)	Ru-106 (Bq/L)	Sb-125 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)	塩素			
1,2号機ワエルポイント 汲み上げ水	2021/03/09 07:40	1.5E+05	< 5.1E-01	< 4.3E-01	< 5.9E+00	< 2.5E+00	< 6.4E-01	9.2E+00	-			-
No.2	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
No.2-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
No.2-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
No.2-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
No.2-6	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
No.2-7	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
No.2-8	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
2,3号機改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
No.3	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
No.3-2	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
No.3-3	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
No.3-4	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
No.3-5 ※2	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-
3,4号機改修ワエル 汲み上げ水	-	-	-	-	-	-	-	-	-			-

・核種毎の半減期：Mn-54(約310日)、Co-60(約5年)、Ru-106(約370日)、Sb-125(約3年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)
 ・不番号 (< ; 小なり) は、検出限界値未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および検取中止の項目は「-」と記す。
 ・O.O.E±Oとは、O.O×10^{±0}であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10^{±0}で31、3.1E+00は3.1×10^{±0}で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読み。
 ※2 No.2-5, No.3-5は、採水器による採取であるため、γ測定は実施せず。全βは参考値としての過後に測定。

10/11

2021年3月10日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

海水分析結果<港湾内, 放水口付近> (全β・γ)

試料名称	採取日時	分析項目		
		全β (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1F 5,6号機放水口北側 (T-1)	2021/03/09 07:25	—	< 7.1E-01	< 5.8E-01
1F 6号機取水口前	2021/03/09 07:30	< 1.3E+01	< 4.5E-01	< 4.8E-01
1F 物揚場前	2021/03/09 07:10	< 1.3E+01	< 5.5E-01	4.9E-01
1F 1~4号機取水口内北側 (東波除堤北側)	2021/03/09 07:10	< 1.3E+01	< 4.4E-01	1.7E+00
1F 1~4号機取水口内南側 (遮水壁前)	2021/03/09 07:15	< 1.3E+01	< 5.0E-01	2.0E+00
1F 南放水口付近 (T-2)	2021/03/09 07:00	1.0E+01	< 9.1E-01	< 6.5E-01
1F 港湾口 (T-0)	2021/03/09 07:14	< 1.3E+01	< 6.2E-01	< 5.7E-01
1F 港湾中央	2021/03/09 07:10	< 1.3E+01	< 3.7E-01	< 3.6E-01
1F 港湾内東側	2021/03/09 07:12	< 1.4E+01	< 2.8E-01	< 3.4E-01
1F 港湾内西側	2021/03/09 07:08	< 1.4E+01	< 2.6E-01	< 3.5E-01
1F 港湾内北側	2021/03/09 07:06	< 1.4E+01	< 2.9E-01	< 3.4E-01
1F 港湾内南側	2021/03/09 07:16	1.8E+01	< 3.2E-01	< 3.4E-01
1F 北防波堤北側 (T-0-1)	—	—	—	—
1F 港湾口北東側 (T-0-1A)	—	—	—	—
1F 港湾口東側 (T-0-2)	—	—	—	—
1F 港湾口南東側 (T-0-3A)	—	—	—	—
1F 南防波堤南側 (T-0-3)	—	—	—	—
告示濃度限度 ^{*1}			6.0E+01	9.0E+01
WHO飲料水水質ガイドライン			1.0E+01	1.0E+01

・核種毎の半減期：Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)
 ・不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND) を表す。
 ・測定対象外および採取中止の項目は「—」と記す。
 ・0.0E±0とは, 0.0×10⁺⁰であることを意味する。
 (例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。
 ・物揚場前は, シルトフェンス開閉を行った日は開閉実施後にもサンプリングを実施。
 ※1 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度
 (別表第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では, Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

2021年3月10日
 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー

地下水バイパス一時貯留タンク水 排水前分析結果

試料名称	採取日時	貯水量 (m ³)	分析機関	分析項目					その他 Y核種
				全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)		
地下水バイパス 一時貯留タンク (グループ2)	2021/03/03 08:05	2,790	東京電力	< 7.3E-01	1.0E+02	< 4.1E-01	< 5.4E-01	検出なし	
			日本分析センター	< 5.9E-01	9.8E+01	< 5.8E-01	< 5.4E-01	検出なし	
適用目標				5.0E+00 (1.0E+00) ※1	1.5E+03	1.0E+00	1.0E+00	検出されないこと※2	
告示濃度限度※3					6.0E+04	6.0E+01	9.0E+01		
WHO飲料水水質ガイドライン					1.0E+04	1.0E+01	1.0E+01		

・核種の半減期：H-3(約12年)、Cs-134(約2年)、Cs-137(約30年)

・不等号 (<)：小なり)は、検出限界値未満 (ND)を表す。

・O.OE±Oとは、O.O×10^{±O}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31、3.1E+00は3.1×10⁰で3.1、3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

※1 適用目標の全βについては、10日に1回程度、検出限界値を1 Bq/Lに下げて分析を実施。

※2 Cs-134,Cs-137の検出限界値「1Bq/L未満」を確認する測定にて検出されないこと(天然核種を除く)。

※3 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則に定める告示濃度限度

(別添第一第六欄：周辺監視区域外の水中の濃度限度[本表では、Bq/cm³の表記をBq/Lに換算した値を記載])

11/11

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

16:00

1/2

~~様式0-1(1/2)~~

応急措置の概要 (原子炉施設)

(第21098報)

2021年 3月 10日 15時 30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要)</p> <p>第8137報他でお知らせした、1号機放水路上流側立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした、2号機放水路上流側立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について、1号機及び2号機放水路立坑水の分析を実施しましたので、以下のとおり報告します。</p> <p>・1号機、2号機放水路 分析結果 [採取日 3月8日]</p> <p>今回の分析結果については、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。</p> <p>【公表区分：その他】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の(有り)・無し

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

2/2

2021年3月10日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	4.4E+03	2.1E+02	1.7E+02	3.4E+03
	下流側	2.1E+03	3.7E+02	4.1E+01	7.5E+02
2号機放水路立坑水	上流側	9.9E+02	< 1.1E+02	2.2E+01	7.3E+02
	下流側	7.4E+01	1.1E+02	< 8.1E+00	4.9E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・O.OE±Oとは, $0.0 \times 10^{+0}$ であることを意味する。

(例) 3.1E+01は 3.1×10^1 で31, 3.1E+00は 3.1×10^0 で3.1, 3.1E-01は 3.1×10^{-1} で0.31と読む。

FROM

16:28

Rev.1 発信日時

2021年3月10日16時20分 1/2

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

訂正 Rev.1

※正: 第22098報
誤: 第21098報

様式9-1-(1/2)

(第21098報)

応急措置の概要 (原子炉施設)

* 22098

2021年 3月 10日 15時 30分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき, 応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	(対応日時, 対応の概要) 第8137報他でお知らせした、1号機放水路上流側立坑においてCs-137の濃度が上昇した事象、及び第10182報他でお知らせした、2号機放水路上流側立坑において全ベータ放射能及びトリチウム濃度が上昇した事象について、1号機及び2号機放水路上流側立坑水の分析を実施しましたので、以下のとおり報告します。 ・ 1号機、2号機放水路 分析結果 <p style="text-align: right;">[採取日 3月8日]</p> 今回の分析結果については、至近の分析結果と比較して有意な変動はありませんでした。今後も監視を継続していきます。 【公表区分: その他】
その他の事項の対応(注3)	※添付の(有り)・無し なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

2/2

2021年3月10日
東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー

1号機, 2号機放水路 分析結果

採取地点	採取日時	分析項目			
		全β (Bq/L)	H-3 (Bq/L)	Cs-134 (Bq/L)	Cs-137 (Bq/L)
1号機放水路立坑水	上流側	4.4E+03	2.1E+02	1.7E+02	3.4E+03
	下流側	2.1E+03	3.7E+02	4.1E+01	7.5E+02
2号機放水路立坑水	上流側	9.9E+02	< 1.1E+02	2.2E+01	7.3E+02
	下流側	7.4E+01	1.1E+02	< 8.1E+00	4.9E+01

・核種毎の半減期：H-3(約12年), Cs-134(約2年), Cs-137(約30年)

・不等号 (<:小なり) は, 検出限界値未満 (ND)を表す。

・測定対象外および採取中止の項目は「-」と記す。

・0.0E±0とは, 0.0×10^{±0}であることを意味する。

(例) 3.1E+01は3.1×10¹で31, 3.1E+00は3.1×10⁰で3.1, 3.1E-01は3.1×10⁻¹で0.31と読む。

東京電力ホールディングス株式会社
福島第一原子力発電所

18:40

1/1

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第22099報)

2021年3月10日18時35分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
福島第一廃炉推進カンパニー
福島第一原子力発電所
原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ) (対応日時, 対応の概要)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>第22090報でお知らせしたとおり、サブドレン他水処理施設一時貯水タンクCに貯水していた水について、本日以下のとおり排水を実施しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・排水開始 : 10時35分 ・排水終了 : 17時23分 ・排水量 : 1,005m³ <p>排水状況については、漏えい等の異常がないことを確認しております。</p> <p>【公表区分: E】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有り(無し)

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所, 発生時刻, 種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況, 故障機器の応急復旧, 拡大防止措置等の時刻, 場所, 内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況, 被ばく患者発生状況等について記載する。

19:51

1/1

様式9-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第22100報)

2021年3月10日19時45分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦

連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 本日、プロセス主建屋で作業を行っていた当社社員が管理対象区域から退域する際、全身汚染していることを確認しました。鼻腔内の汚染検査を実施し、放射性物質の内部取込の可能性があると判断したことから、お知らせします。</p> <p>状況は以下のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・判断時刻 19時20分 ・作業場所 プロセス主建屋 ・作業内容 現場調査 ・汚染状況 鼻腔内の汚染検査で汚染検出 (約250cpm、なおB.G. 約60cpm) ・汚染箇所 全身 <p>現在、除染を実施中です。詳細は分かり次第連絡します。</p> <p>【公表区分：E】</p> <p>※添付の有・<input checked="" type="radio"/>無</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態該当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。

ZZ:26

1/1

様式0-1(1/2)

応急措置の概要(原子炉施設)

(第22101報)

2021年3月10日22時20分

内閣総理大臣, 原子力規制委員会, 福島県知事, 大熊町長, 双葉町長 殿

第25条報告

報告者名 東京電力ホールディングス株式会社
 福島第一廃炉推進カンパニー
 福島第一原子力発電所
 原子力防災管理者 磯貝 智彦
 連絡先 0240-30-9301

原子力災害対策特別措置法第25条第2項の規定に基づき、応急措置の概要を以下の通り報告します。

原子力事業所の名称及び場所	福島第一原子力発電所 福島県双葉郡大熊町大字夫沢字北原22
特定事象の発生箇所(注1)	福島第一原子力発電所
特定事象の発生時刻(注1)	2011年(平成23年)3月11日 16時36分(24時間表示)
特定事象の種類(注1)	非常用炉心冷却装置注水不能 (原災法政令第6条第4項第4号, 省令第21条第1項ロ)
発生事象と対応の概要(注2)	<p>(対応日時, 対応の概要) 第22100報にてお知らせした、プロセス主建屋で作業した当社社員の、放射性物質の内部取込の可能性の件について、その後の状況をお知らせします。</p> <p>当該社員については、除染により退域基準(4Bq/cm²)未満を満足したため、管理対象区域を退域しております。なおホールボディカウンタ測定による内部取込の確認については、僅かな汚染が体表面に残っているため、本日举行うことができないと判断し、後日行うこととしました。</p> <p>また入退域管理棟救急医療室の医師による問診の結果、異常なしと診断されました。</p> <p>【公表区分: E統】</p>
その他の事項の対応(注3)	なし

※添付の有・無

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(注1) 最初に発生した警戒事態核当事象の発生箇所、発生時刻、種類について記載する。

(注2) 設備機器の状況、故障機器の応急復旧、拡大防止措置等の時刻、場所、内容について発生時刻順に記載する。

(注3) 緊急時対策本部の設置状況、被ばく患者発生状況等について記載する。